

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 **2014年10月7日**

追加型投信／国内／債券

につぼん債券オープン



投資信託説明書(交付目論見書)

2014.10.7

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 国際投信投資顧問株式会社

ファンドの運用の指図を行う者

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第326号

フリーダイヤル **0120-759311**

(受付時間/営業日の9:00～17:00)

ホームページ <http://www.kokusai-am.co.jp>

受託会社 株式会社りそな銀行

ファンドの財産の保管および管理を行う者

- 当ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧できます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

国際投信投資顧問

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「にっぽん債券オープン（毎月決算型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成26年10月6日に関東財務局長に提出しており、平成26年10月7日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な約款変更を行う場合、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社の固有財産等との分別管理が義務付けられています。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者の請求により販売会社から交付されます。請求された場合には、その旨をご自身で記録しておいてください。

委託会社の情報

委託会社名	国際投信投資顧問株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
設立年月日	1983年3月1日(昭和58年3月1日)
資本金	26億8千万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	3兆4,351億円 (2014年7月末現在)

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	債券	その他資産 (投資信託証券) (債券一般)	年12回 (毎月)	日本	ファミリー ファンド

※商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)より確認してください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

安定したインカムゲインの確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1

わが国の公社債*を主要投資対象とします。

*国債、地方債、社債等をいいます。

- ◆公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ◆原則として、取得時にBBB格相当以上の格付けを有する債券に投資します。
(格付けのない場合には、委託会社が同等の信用力を有すると判断したものを含まます。)
- ◆円建の債券に投資を行いますので、為替変動リスクはありません。

ご参考①主要投資対象の概要

投資対象	概要
国債	国が発行し、利子および元本の支払を行う債券です。
地方債	都道府県、政令指定都市等の地方自治体が発行し、利子および元本の支払を行う債券です。
社債	株式会社などの事業会社等が発行し、利子および元本の支払を行う債券です。

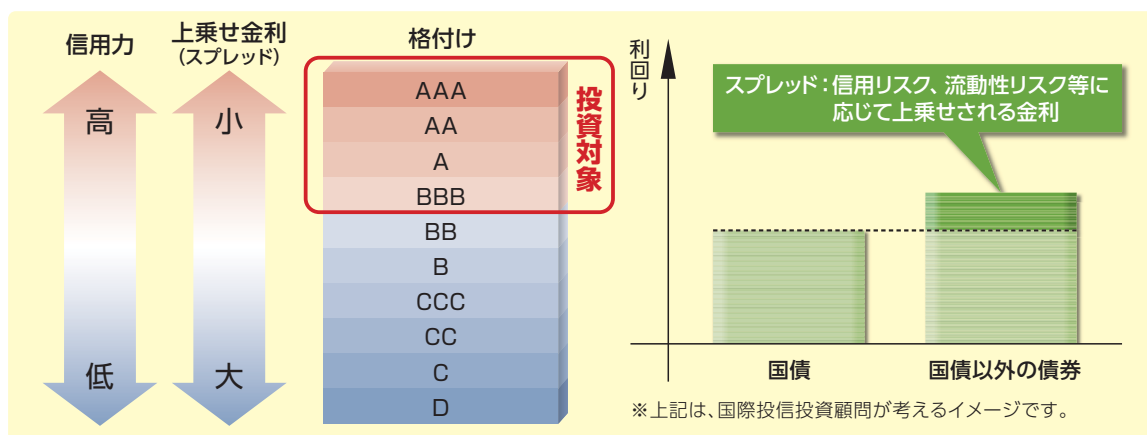
※当ファンドは、上記以外にも投資する場合があります。

特色 2

金利変動リスク、信用リスクをコントロールすることで、投資収益の獲得を目指します。

- ◆金利変動による債券価格の変動を捉え、投資収益の獲得を目指します。
金利変動リスクをコントロールするために、債券先物取引等を活用する場合があります。
- ◆国債以外の債券への投資を弾力的に行うことで、投資収益の獲得を目指します。

ご参考②格付けと信用力、上乗せ金利の関係



資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2 のような運用ができない場合があります。



毎月決算を行い、収益の分配を行います。

◆毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。(ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合もあります。)

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託(ファンド)の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

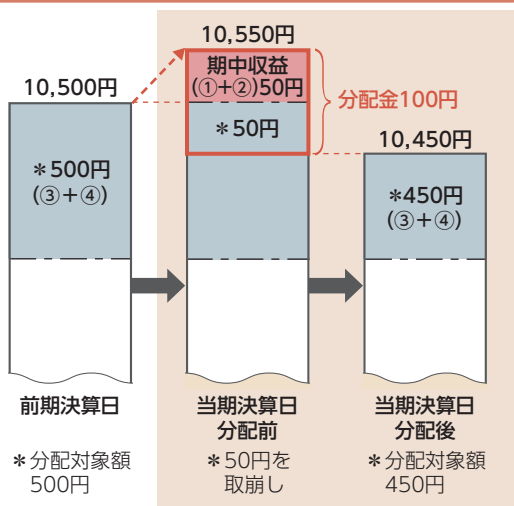
投資信託から分配金が支払われるイメージ



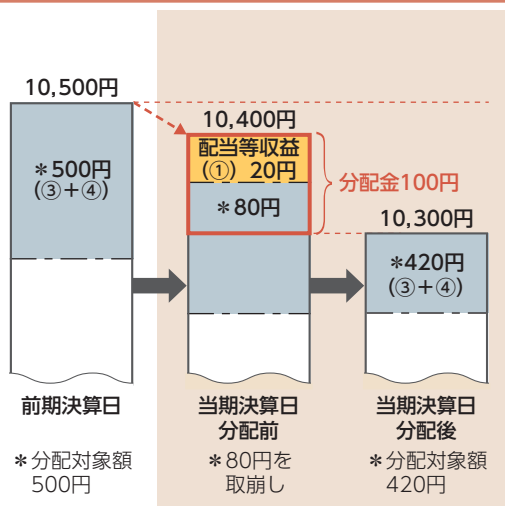
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて、分配金が支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合(イメージ)



前期決算日から基準価額が下落した場合(イメージ)



分配金は、収益分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

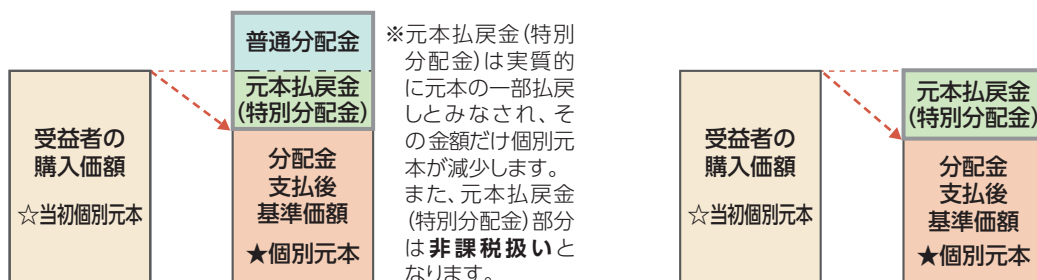
- 期中収益に該当する部分：①配当等収益(経費控除後) ②有価証券売買益・評価益(経費控除後)
- 期中収益に該当しない部分：③分配準備積立金 ④収益調整金

上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

◆ 受益者のファンドの購入価額(個別元本)によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
 ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



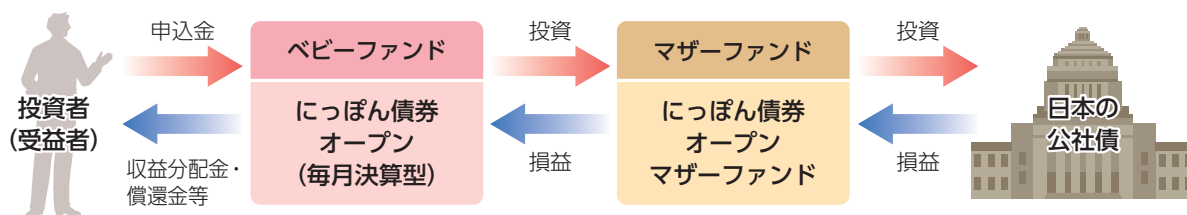
普通分配金：個別元本(受益者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後記「**手続・手数料等**」の「**ファンドの費用・税金**」をご参照ください。

■ ファンドのしくみ

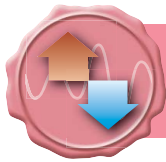
ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

マザーファンドへの投資	マザーファンドへの投資割合は、制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資は行いません。
有価証券先物取引等の利用	有価証券先物取引等の利用はヘッジ目的に限定しません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。

したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。**

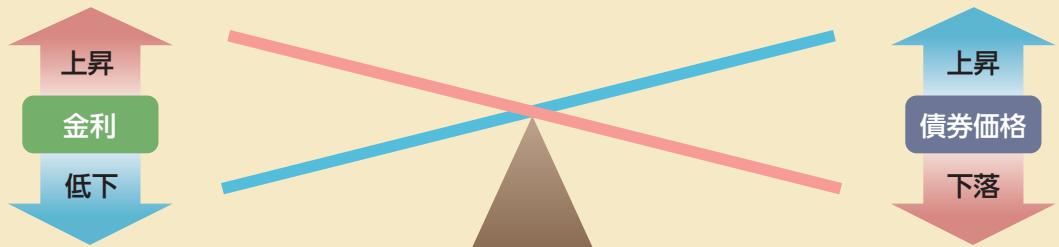
主な変動要因は以下の通りです。

金利変動 リスク

債券は、一般的に金利変動により価格が変動します。当ファンドは債券に投資しますので、金利変動により当ファンドの基準価額も変動します。

また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んで残存期間が長い債券の組入比率を大きくしている場合等には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、当ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

金利変動による
債券価格の変動
イメージ



信用リスク

投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。

上記のリスクは主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

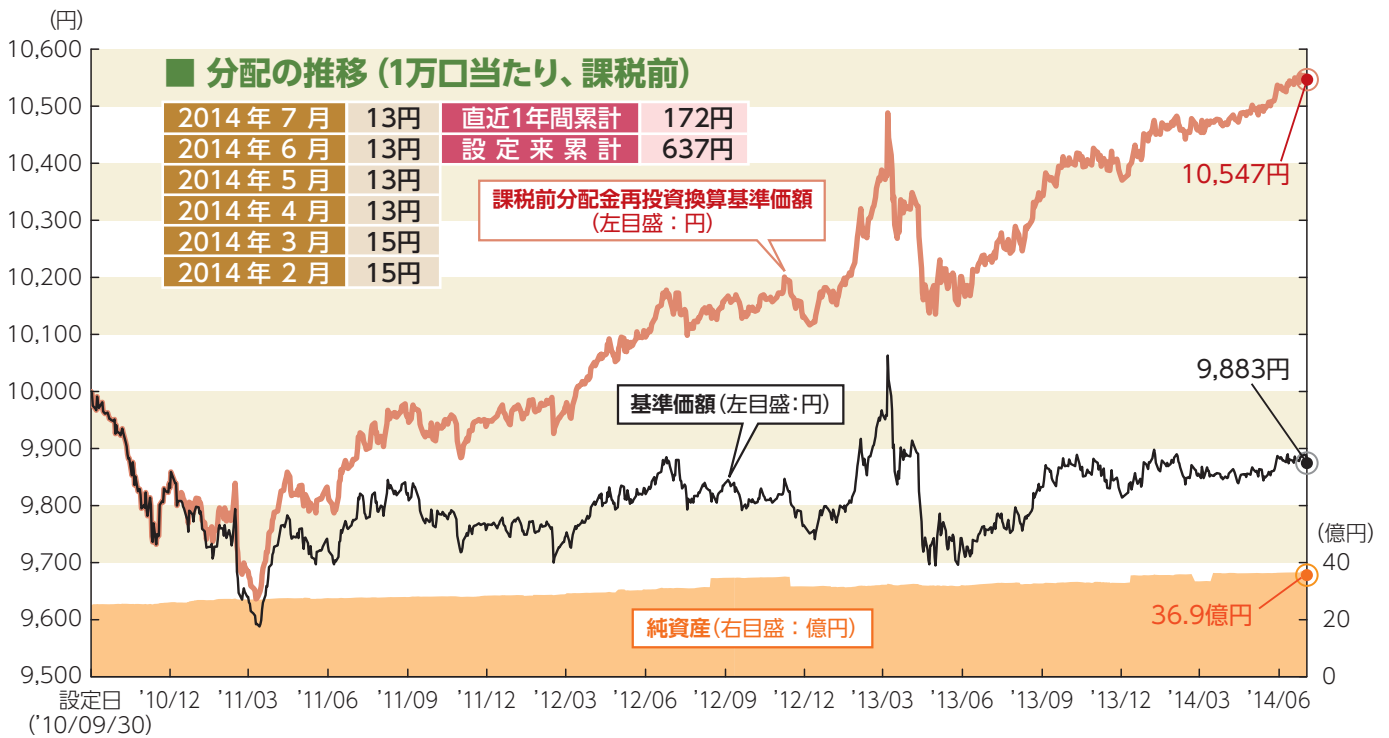
当ファンドのお取引に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

リスク管理を所管する部署において、全般的なリスクの管理を行い、当社およびファンドのリスクを監視しております。また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しております。

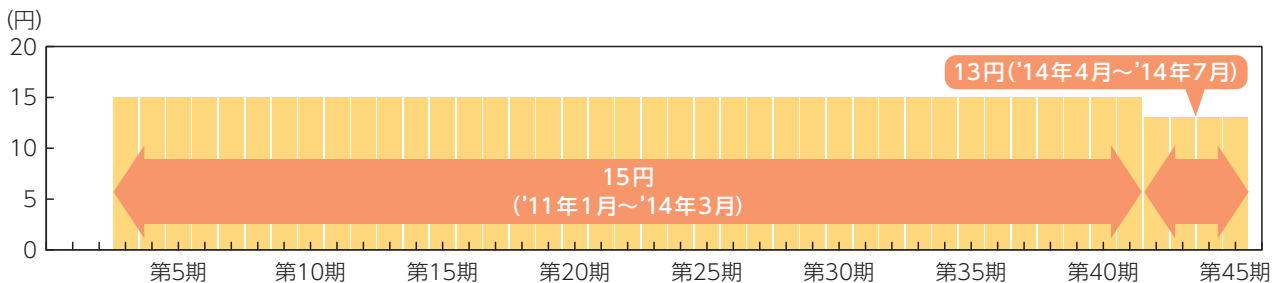


■ 基準価額・純資産の推移



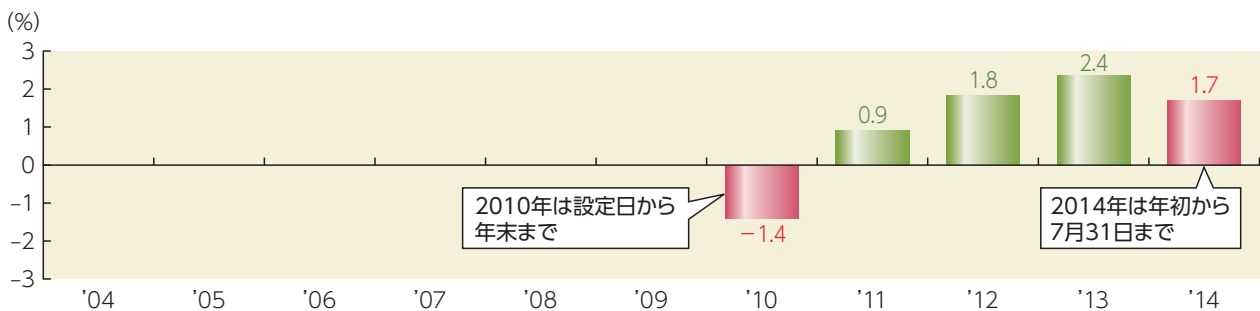
■ 設定来の分配の推移 (1万口当たり、課税前)

※第1期(2010年11月)および第2期(2010年12月)の決算時は、分配を行いませんでした。



■ 年間収益率の推移 (暦年ベース)

※課税前分配金再投資換算基準価額を基に算出しています。



注記事項

- 当ファンドにはベンチマークはありません。
- 課税前分配金再投資換算基準価額は、当ファンドの公表している基準価額に各収益分配金(課税前)をその分配を行う日に全額再投資したと仮定して算出したものであり、国際投信投資顧問が公表している基準価額とは異なります。

上記は、あくまで過去の運用実績であり、将来の投資成果をお約束するものではありません。

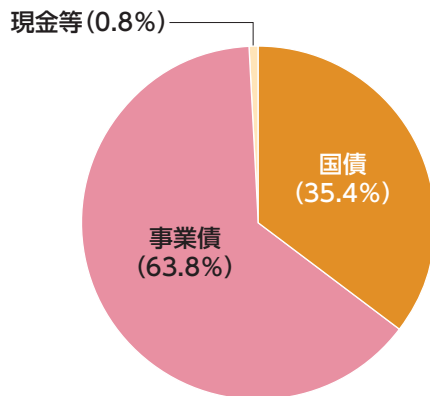


■ 主要な資産の状況

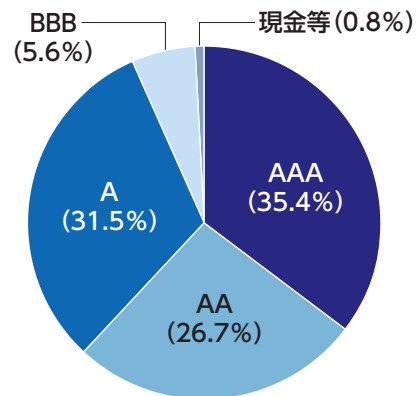
● 主要な組入銘柄 (評価額上位)

	銘柄名	種別	利率 (%)	償還期限	比率 (%)
1	第116回利付国債(20年)	国債	2.200	2030年 3月20日	5.4
2	第70回利付国債(20年)	国債	2.400	2024年 6月20日	5.1
3	第4回利付国債(30年)	国債	2.900	2030年11月20日	4.8
4	第6回利付国債(30年)	国債	2.400	2031年11月20日	3.2
5	第64回東京急行電鉄無担保社債(社債間限定同順位特約付)	事業債	2.700	2023年 6月 6日	3.2
6	第48回三菱地所無担保社債(担保提供制限等財務上特約付)	事業債	2.500	2020年 5月15日	3.1
7	第4回りそな銀行無担保社債(劣後特約付)	事業債	2.766	2019年 6月20日	3.0
8	第7回みずほコーポレート銀行無担保社債(劣後特約付)	事業債	2.500	2019年 6月 3日	3.0
9	第139回オリックス無担保社債(社債間限定同順位特約付)	事業債	2.200	2019年 8月26日	3.0
10	第7回三菱東京UFJ銀行無担保社債(劣後特約付)	事業債	2.110	2019年12月20日	3.0

● 債券種別組入比率



● 格付け別組入比率



(出所) Bloomberg

● ポートフォリオの特性値

	当ファンド
平均終利*1	0.7%
平均直利*2	2.0%
デュレーション*3	8.0

- *1 【平均終利(複利最終利回り)】 償還日までの利子とその再投資収益および償還差損益も考慮した利回り(年率)をいいます。
- *2 【平均直利(直接利回り)】 利子収入部分にのみ着目した利回り。債券価格に対する利子の割合(年率)をいいます。
- *3 【デュレーション】 「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。
例えば、デュレーションの値が「5」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおおよそ5%下落(上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)
一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。
なお、左記当ファンドのデュレーションは、当ファンドが実質的に保有する各債券のデュレーションを加重平均したものです。

注記事項


- 比率とは、当ファンドの純資産に対する比率(未収利息等を含みます。)であり、マザーファンドの組入比率に基づき算出した実質ベースの数値で表記しています。
- 格付けは、R&I社、JCR社、Moody's社、S&P社、Fitch社の格付けのうち、上位の格付けをS&P社の表示方法で表記しています。
なお、当該格付けがない場合には委託会社が相当とみなした格付けに含めて表示します。
- 現金等には、未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。





手続・手数料等



■ お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位
	購入価額	購入受付日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。

 換金時	換金単位	販売会社が定める単位
	換金価額	換金受付日の基準価額
	換金代金	原則として、換金受付日から起算して5営業日目から、販売会社にてお支払いします。

 申込について	申込締切時間	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	購入の申込期間	平成26年10月7日から平成27年9月29日まで ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	当ファンドの資金管理を円滑に行うため、原則として1日1件10億円を超える換金はできません。
	購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金の申込みの受付を取消すことがあります。

 その他	信託期間	平成32年9月10日まで(平成22年9月30日設定) ※受益者に有利であると認めるときは、信託期間を延長することがあります。
	繰上償還	当ファンドの受益権の総口数が、当初設定時の10分の1または25億口を下回るようになった場合等には、繰上償還されることがあります。
	決算日	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	毎月(年12回)、収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社との契約により再投資することも可能です。
	信託金の限度額	1兆円
	公告	日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	6ヵ月ごと(毎年1月および7月の決算日を基準とします。)および償還時に運用報告書(交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書)を作成し、あらかじめ販売会社にお申出いただいたご住所にお届けします。
	課税関係	課税上の取扱いは株式投資信託となります。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。 くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 ※配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入受付日の基準価額に対して、 上限 1.08% (税込)(上限 1.00% (税抜)) がかかります。(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社に確認してください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 年率 0.4644~0.7884% (税込)(年率 0.4300~0.7300% (税抜)) をかけた額とします。 ※信託報酬率は、毎期、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年固定利付国債の利回り(終値)により、次の通りです。(ただし、第1期決算日までは、設定日における日本相互証券株式会社発表の新発10年固定利付国債の利回り(終値)によるものとします。)			
	新発10年固定利付国債の利回り	信託報酬率(年率)		
	3%未満の場合	0.4644% (税込) (0.4300% (税抜))		
	3%以上4%未満の場合	0.5724% (税込) (0.5300% (税抜))		
	4%以上5%未満の場合	0.6804% (税込) (0.6300% (税抜))		
	5%以上の場合	0.7884% (税込) (0.7300% (税抜))		
	各支払先への配分(税抜)は次の通りです。			
	信託報酬率(年率)(税抜)	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
	0.4300%	0.2000%	0.2000%	0.0300%
	0.5300%	0.2500%	0.2500%	
	0.6300%	0.3000%	0.3000%	
	0.7300%	0.3500%	0.3500%	
	※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券等の売買・保管、信託事務にかかる諸費用等についても当ファンドが負担します。 監査費用は、日々の純資産総額に対して、年率0.00216% (税込)(年率0.00200% (税抜)) をかけた額とします。 ※監査費用以外のその他の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。
※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。



税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※上記は、平成26年7月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

MEMO

Lined writing area with horizontal red lines.

国際投信投資顧問株式会社

KOKUSAI Asset Management Co., Ltd.

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号 (〒100-0005)

 **0120-759311**

(受付時間/営業日の9:00~17:00)

<http://www.kokusai-am.co.jp>